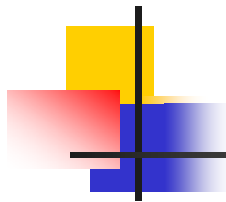




広聴広報のあり方

平成17年5月12日

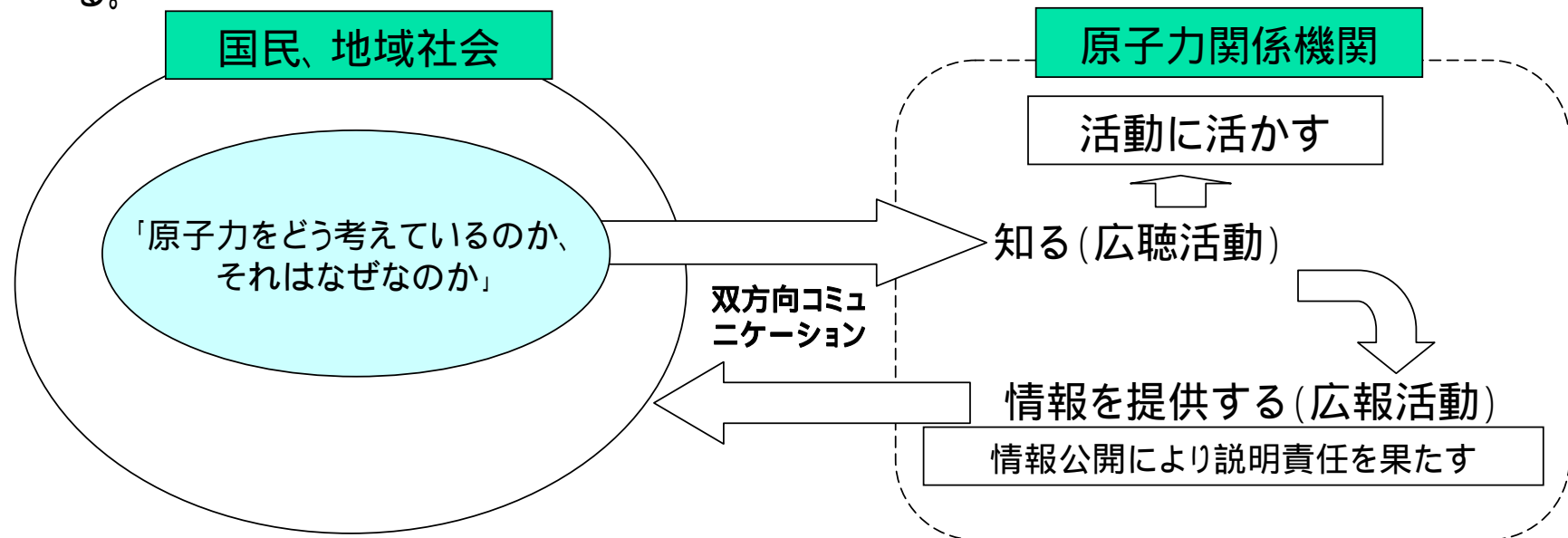


目 次

1 . 広聴広報活動	・・・ 2
2 . 現行長計の記載	・・・ 3
3 . これまでに頂いた主なご意見	・・・ 5
4 . 広聴広報活動の取組	
4.1 情報公開(リスク情報の開示)の取組	・・・ 10
4.2 広聴、双方向コミュニケーションの取組	・・・ 12
5 . H16年度、H17年度の予算	・・・ 22
参考資料	
エネルギー基本計画の記載	・・・ 25
新計画策定会議の中間取りまとめ、論点整理の広聴 広報に関する事項	・・・ 27
長計についてご意見を聴く会の開催	・・・ 32

1. 広聴広報活動

- 『広聴活動』は、国民、地域社会が「原子力をどう考えているのか、それはなぜなのか」を知る活動であり、相互理解の出発点と位置づけられる。また、国民、地域社会がどのように考えているかを原子力政策の立案、決定過程はもとより安全確保活動をはじめとした原子力関係機関の諸活動に活かしていくことが重要である。
- 『情報公開』は、「説明責任を果たす」活動であり、正確で十分な情報を提供することが重要である。ただし、知りたいと望む人とそうではない人の境界は把握できず、その境界はないと認識して説明責任を果たす姿勢が必要である。
- 『広報活動』は「情報を提供する」ことであり、広聴活動を踏まえて行うことが重要である。





2. 現行長計の記載内容(1 / 2)

第1部 原子力の研究、開発及び利用の現状と今後の在り方

第4章 これからの原子力政策を進めるに当たって

1. 国民・社会と原子力

1-2. 信頼の確保

(情報公開)

国及び事業者は明確な情報開示の基準に基づいて、通常時、事故時を問わず、適時に、的確で信頼性の高い情報公開を行うべきである。

(政策決定過程への国民参加)

政策案に対する国民の意見を広く求めるなど、政策決定過程に対して国民の参加を促すとともに、国は政策決定に関し、様々な機会を活用して説明責任を果たすことが重要である。また、これらのプロセスは社会情勢の変化に応じて柔軟に見直す必要がある。広く国民の声を汲み上げて、原子力政策に反映していくという観点から、原子力政策円卓会議に続く新たな意見集約の場の在り方を検討する。

(国民の理解のための環境整備)

国民の視点に立って、その疑問に答える分かりやすい情報の提供、対話を基本とする双方向のコミュニケーションを進めることが重要である。



2. 現行長計の記載内容(2 / 2)

第2部 原子力の研究、開発及び利用の将来展開

第2章 国民・社会と原子力の調和

2. 情報公開と情報提供

(情報公開の在り方)

国民の必要とする情報について、明確な情報開示の基準の下、通常時、事故時を問わず、適時、的確かつ信頼性の高い情報公開を行うことが必要である。

(情報提供の在り方)

国、事業者は、タイムリーであり、専門家でなくとも分かりやすく、情報の受け手側の多様なニーズを踏まえることが必要であり、情報提供の手法としては、草の根的な情報提供、双方向のコミュニケーション、インターネット等の新たな媒体を用いた情報提供等を体系的に組み合わせて実施することが重要である。また、今後は、リスクについて関係者が相互に情報や意見を交換、評価し合い、その過程の中で、関係者間の理解レベルの向上が図られるようなコミュニケーション(リスクコミュニケーション)の考え方に基づいて国民と原子力に関するコミュニケーションを図っていくことが必要である。

国、事業者は、マスメディアが考え、判断するのに必要な素材、要素を的確に提供できるよう努めることが必要である。



3. これまでに頂いた主なご意見(1 / 4)

これまでに行った市民参加懇談会をはじめとする広聴活動により、頂いた広聴広報のあり方に関する主なご意見

(情報公開)

- ・原子力について国民、地元からの信頼を得るには情報開示、透明性の確保が第一。まだまだ説明が不十分。小さなことでも包み隠さず公表してほしい。
- ・事故に直結しないあらゆるトラブルを公表することは、いたずらに国民の不安をあおるだけではないか。
- ・原子力の安全を考える場合にも、リスクコミュニケーションをしっかりと実践することが大切である。その際には、国民にわかるように情報公開と説明を行い、不安や疑問に真摯に耳を傾けるという姿勢が大切である。一方的な価値観とか情報の押しつけは最も嫌われる。
- ・原子力政策を決めるプロセスにおいて、その責任者が、主権者である国民に対してどのように情報を提供していくかということが極めて重要である。突然どうしてこんなことが決ってしまったのかということに対して不信感があり、情報公開、透明性の確保が要求されている。

(広報のあり方)

- ・原子力に関わる事業者や国は、人々のリスクに対する感じ方をもっと研究、分析し、日常の広報に生かせるよう努力が必要ではないか。
- ・国は、エネルギーセキュリティや環境問題等において原子力が果たしている役割を国民に明確に説明し、原子力の必要性を明確に示していく必要がある。
- ・市民自らが市民の立場でNPO、NGO等の活動を通して、自ら学習の機会を持つことが重要であり、こうした活動に対する支援体制をぜひ進めていただきたい。



3. これまでに頂いた主なご意見(2 / 4)

これまでに行った市民参加懇談会をはじめとする広聴活動により、頂いた広聴広報のあり方に関する主なご意見

(政策決定過程への国民参加)

- ・市民とのフェイス・トゥー・フェイスの対話の場は重要。市民参加懇談会はさまざまな形で、回数を重ねていくよう期待する。
- ・自由化ありきで、原子力が先送りされている印象が強いが、目先の問題だけではなくこういった重要案件をきちんと国民単位で論じられる場を、国が積極的に提供すべき。
- ・原子力反対派と原子力推進派の意見は噛み合いそうもない。公開の場で、両方の立場で率直に意見を述べ合う大討論会を開催することを提案したい。
- ・過去の円卓会議や市民参加懇談会について検証すべき。つまりどのような成果を上げ、どこに問題があったのか、改良の余地はないかということはきちんと議論した方がいい。

(国民との相互理解)

- ・国民に理解してもらうのではなく、国民の理解の上に原子力が存在するということに努めてほしい。
- ・PUS (Public Understanding of Science)、PAS (Public Acceptance of Science)と呼ばれているもので、これらは双方向的でなければならない。それは同時にパブリックの側の問題でもあり、パブリックの側が自分たちは関係ないという態度で臨んでいる限り、その間の溝というのは絶対埋まらない。それはかなりの部分が教育の責任だと思っている。
- ・原案を提示するのはよいが、場合によっては修正や原案の撤回まで覚悟しなければコミュニケーションはできない。最初に基本的に答えがあって、あとはご理解いただくという形であれば、これはパブリック・アクセプタンスであってもコミュニケーションではないと思う。



3. これまでに頂いた主なご意見(3 / 4)

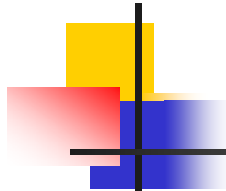
これまでに行った市民参加懇談会をはじめとする広聴活動により、頂いた広聴広報のあり方に関する主なご意見

(国民意見の捉え方)

- ・原子力は右足と左足の非常に対極的な議論ばかりが際立っていて、中間的な立場の方たちの声が大きく反映されてこない。広く民意を反映させる意見というものがどうやったら集められるのかを考えることも必要ではないかと思う。
- ・どの程度の国民が、原子力長期計画について理解しているのかアンケートなどを実施してはどうか。
- ・反対を論ずる人たちはほんの一部であり、サイレントマジョリティーはそんなことを考えてないはずだという議論は昔から繰り返されているが、インターネットかアンケート調査で、それをサイレントマジョリティーだとおだて上げるのは変だと思う。

(マスメディア)

- ・原子力に関する風評被害を考える必要がある。報道のあり方に一考を要する。
- ・日本のメディアは、現象が起きた、事故が起きたということばかりで、どのくらい重大な事故であるのかという解説が非常に少ない。かえって不安だけを煽って現実的な問題の解決につながっていない。
- ・専門家の知識を非専門家に流すためのメディアであり、専門家の代弁者である場合が多かった。しかし、科学技術のメディアは、むしろ専門家の側にある非専門家への非理解というものを解消するためのやりとりをするメディアになっていただきたい。
- ・メディアを通じて情報を伝える場合、情報を発信する側がマスメディアにいかに正確な情報を伝えるかが重要である。
- ・メディアリテラシーを高めることが必要である。国民の側に価値判断ができる手法を身につけさせるのは、時間がかかるが、教育しかないと思う。



3. これまでに頂いた主なご意見(4 / 4)

これまでに行った市民参加懇談会をはじめとする広聴活動により、頂いた広聴広報のあり方に関する主なご意見

(立地地域との相互理解)

- ・国から縦にずっと地方の立地地域まで、1つのイデオロギーとしての味方と敵がいるというのではなく、地方、立地地域という1つのまとまりの意思を持った人たちが、地域という一緒に立つ立場で意見を言うかもしれないということを考えるべきだと思う。こういう動きを極めて重要視していくということが、地方分権時代の原子力政策を含めたやり方だろうと思う。
- ・今後は、国の許認可や発電所運営等での自治体の関与のあり方も課題である。
- ・原子力発電所や核燃料サイクル施設等の立地、運営が円滑に進められるためには、地方自治体との関係が極めて重要。国や事業所が地方自治体との情報交換を密にして、説明責任を果たしていくことは当然であるが、みずからの意見を反映しつつ国の施策、進展との関係について、よりよい方策を検討していくような一歩前に進めたような方策があってもいいのではないか。
- ・国から政策や規制の考え方をきちんと地域に説明していただくことが必要。
- ・国と地方が一緒になって安全を確保するためにどうすればいいのか話し合う場が必要である。
- ・国や電力事業者と立地地域との関係について、これまでのやり方で良いのか、中長期的な観点から本格的に議論をする場があっても良いのではないか。



4 . 広聴広報活動の取組



4.1 情報公開(リスク情報の開示)の取組(1 / 2)

<事業者>

東京電力株:不適合管理情報の公表(H15年11月~)

原子力発電所内で発生する不適合管理情報(正常でないことが起こった場合)についての「公表基準」を策定・公表し、従来より幅広く、タイムリーに公表する。

日本原燃株:ウラン試験に関するリスクコミュニケーション活動(H16年6月~)

内外の経験を整理分析し、あらかじめ発生が予想される代表的なトラブル等とその復旧の考え方を集めた事例集を作成。広報誌、インターネットのホームページに公表し、説明会等を開催して意見交換を行い、その内容に関する相互理解に努めた。

原子力発電情報公開ライブラリー「ニューシア」の運用(H15年10月~)

情報を広く共有することで、発電所のトラブル未然防止、運転保守の高度化をはかる、発電所運営の透明性向上をはかることを目的に、以下を基本方針として運用を開始。

安全に係る全ての情報を共有化・活用

法令に基づき国に報告が必要な情報はもちろんのこと、国への報告に至らない軽微な事象も含めて、原子力安全に係わる情報をすべて共有し、活用を図る。

公開誰でもアクセス可能

情報についてはすべて公開(フリーアクセス)とする。

客観性確保

専門家、有識者等の第三者に参加いただく「ニューシア運営審議会(仮称)」を設置し、「ニューシア」の改良や、蓄積データのさらなる活用に関するご意見をいただく。



4.1 情報公開(リスク情報の開示)の取組(2 / 2)

<国>

原子力安全委員会決定(H15年6月)

「原子力安全に係る透明性の確保に向けた電気事業者の取組みについて」

- ・各電気事業者に共通的に取られている方策は、事故・トラブル情報の提供の迅速化とその範囲の拡大、プラントの運転状況や運転実績などに関する情報のホームページによる開示、定期的な各戸訪問等地域社会との草の根的交流、等々であり、それらは、電気事業者の情報公開への取組みに関する地域社会の理解や信頼の醸成に役立っており、着実にその成果を上げつつあるように見受けられる。
- ・原子力安全の第一義的責任は事業者にあり、とくに現場での取組みが重要であることに思いを致すと、各電気事業者による独自の視点からの情報公開への取組みは、安全に対する意識の高揚を図る上から極めて有効であると考えられ、奨励されるべきである。それによって、各事業者間、各事業所間での切磋琢磨が期待され、原子力の安全確保に関する自主性を一層促進する効果が期待される。
- ・当委員会としては、各電気事業者による情報公開への不断の取組みにより、原子力安全に係る透明性がより一層向上することを期待するものであり、今後とも、その取組み状況を注視していきたい。



4.2 広聴、双方向コミュニケーションの取組(1 / 10)

<原子力委員会>

市民参加懇談会を設置(平成13年7月)

原子力政策の策定プロセスにおける市民参加の拡大を図り、原子力政策に対する市民との信頼関係を確立するための方策を検討することを目的として、原子力委員会に市民参加懇談会を設置。

市民参加懇談会の開催

平成14年1月15日 「市民参加懇談会inかりわ」開催 於:刈羽村老人福祉センター

- ・わたし達は今後、どういう暮らし方を選択するのか
- ・エネルギー供給のあり方は、どうあったらよいか
- ・いま、原子力発電に求められるものは何か

平成14年7月24日 「市民参加懇談会in東京」開催 於:四ツ谷 主婦会館

- ・日本のエネルギーの需要と供給はどうあったらいいか
- ・原子力発電は必要か、あるいは不要なのか
- ・原子力政策決定過程と市民のかかわり

平成14年11月19日 「市民参加懇談会in東京」(第2回)開催 於:東京ウイメンズプラザ

- ・知りたい情報は、届いているのか 東京電力の不正記載を契機として

平成15年3月15日 「市民参加懇談会in青森」開催 於:男女共同参画プラザ [カダール]

- ・知りたい情報は届いていますか 核燃料サイクルについて考える

平成15年6月28日 「市民参加懇談会in敦賀」開催 於:福祉総合センター[あいあいプラザ]

- ・原子力と地域社会 原子力が地域にもたらすプラスとマイナスを考える



4.2 広聴、双方向コミュニケーションの取組(2 / 10)

市民参加懇談会の開催(続き)

- 平成15年10月14日 「市民参加懇談会inさいたま」開催 於:ラフレさいたま
・この夏の電力危機とは何だったのか - 電力の消費地から安定供給を考える -
- 平成16年3月27日 第7回市民参加懇談会 於:銀座フェニックスプラザ
～長計へのご意見を述べていただく場として～
- 平成16年5月22日 「市民参加懇談会in福島・ふたば」開催 於:パレス華の樹
・原子力と暮らし - これまでとこれから -
- 平成16年10月29日 「第9回市民参加懇談会」 於:IMPホール(大阪市)
～核燃料サイクル政策に関してご意見を述べていただく場として～

長計についてご意見を聴く会の開催

- 平成16年10月20日 第17回 「核燃料サイクルについて」(青森県青森市)
芦野英子氏(弘前市)、荒木茂信氏(東北町)、木村将人氏(尾上町)、唸 清悦氏(天間林村)、
二本柳晴子氏(六ヶ所村)、三笠朋子氏(八戸市)
- 平成16年11月10日 第18回 「原子力長期計画について」(愛知県名古屋市)
油田淑子氏(全国消費生活相談員協会監事)、飯尾 歩氏(中日新聞論説委員)、
飯尾正和氏(岐阜県先端科学技術体験センター(サイエンスワールド)館長、
榎田洋一氏(名古屋大学エコトピア科学研究機構教授)、兼松秀代氏(岐阜県岐阜市在住)
(その他の開催は参考資料参照)



4.2 広聴、双方向コミュニケーションの取組(3 / 10)

原子力委員会定例会議への報告

平成15年6月3日「市民参加懇談会におけるこれまでの活動のとりまとめについて」

平成16年4月27日「原子力長期計画に関する意見募集」に寄せられたご意見について

「第7回市民参加懇談会」で伺ったご意見について

など、開催した全ての「市民参加懇談会」について、伺ったご意見を原子力委員会定例会議に報告

新計画策定会議への報告

長計についてご意見を聴く会(第17回)「核燃料サイクルについて」(青森市)

第10回新計画策定会議(平成16年10月22日)で報告

第9回市民参加懇談会 ~核燃料サイクル政策に関してご意見を述べていただく場として~(大阪市)

第11回新計画策定会議(平成16年11月1日)で報告

長計についてご意見を聴く会(第18回)「原子力長期計画について」(名古屋市)

第12回新計画策定会議(平成16年11月12日)で報告

など、開催した「長計についてご意見を聴く会」、「市民参加懇談会」について、伺ったご意見を「新計画策定会議」に報告



4.2 広聴、双方向コミュニケーションの取組(4 / 10)

原子力委員会定例会議への報告

- 「福島県知事との意見交換」の実施(平成14年8月福島市)
- 「核燃料サイクルのあり方を考える検討会」の開催(平成14年11月～2003年6月 計9回)
- 「公開討論・再処理と核燃料サイクル政策を考える」の開催(平成15年10月青森市)
- 「核燃料サイクルについて語る会」の開催(平成15年10月伊方町、12月六ヶ所村)

< 各省庁の各種フォーラム、シンポジウムの開催 >

- 「原子力との共生を考える タウンミーティング イン 福井」の開催(平成15年8月福井、内閣府)
- 「エネルギー・にっぽん国民会議」の開催(平成14年2月東京、平成15年3月大阪 経済産業省)
- 「エネルギーのことを考えよう」の開催(平成15年9月～平成16年3月 計9回 資源エネルギー庁)
- 「高レベル放射性廃棄物シンポジウム2001」(平成13年 全国11都市 資源エネルギー庁)
- 「公開討論 どうする高レベル放射性廃棄物」の開催(平成14年9月東京 資源エネルギー庁)
- もんじゅの説明会の開催(平成15年7月敦賀市 文部科学省)
- 「もんじゅ」のシンポジウムの開催(平成15年9月福井市、10月敦賀市 文部科学省)他



4.2 広聴、双方向コミュニケーションの取組(5 / 10)

< 国の双方向コミュニケーションの取り組み >

経済産業省:大臣官房参事官(原子力立地担当)の配置(平成13年7月)

立地地域から見て、国の顔の見える活動を強化。

資源エネルギー庁:地域担当官事務所の開設(H14年2月)

地域の方々の声を聞き、そして、地域の方々にエネルギーや原子力についての理解を深めていただくことを目的に開設。(新潟県柏崎刈羽地域、福島県双葉地域、福井県若狭地域)

資源エネルギー庁:原子力なんでも相談室の設置(H14年7月)

インターネットの他、電話、ファクシミリ、手紙で、原子力に関する御質問や御意見の受付。

資源エネルギー庁:原子力のページ(H9年7月)、原子力情報なび(H14年7月)の開設

原子力に対する理解増進を図るため、原子力政策・原子力発電の現状、エネルギーに関する情報の提供について、わかりやすく解説等を作成し、ネットワーク上で提供するホームページ「原子力のページ」と原子力に関する様々な情報に容易にアクセスできる原子力情報のポータルサイト「原子力情報なび」の運営・管理。



4.2 広聴、双方向コミュニケーションの取組(6 / 10)

< 国の双方向コミュニケーションの取り組み >

原子力安全・保安院：原子力安全広報課の新設(H16年4月)

- ・原子力安全・保安院の規制活動に関して、国民各層のニーズに対応したきめ細かい広聴・広報活動を行う。
- ・立地地域に常駐する「原子力保安検査官事務所」と連携し、立地地域で行われる広聴・広報活動を支援する。

原子力安全・保安院：原子力安全地域広報官の配置(H16年4月)

立地自治体及び住民に対する定常的な広聴・広報活動の責任者、コンタクトポイントとして、原子力安全・保安院の活動等安全規制の現状について情報提供を行うとともに、立地地域における意見等の収集を行う。(新潟県柏崎刈羽地域、福島県双葉地域、福井県若狭地域、青森県六ヶ所地域)

原子力安全・保安院：新しいコミュニケーション活動「対話の集い」(H16年12月)

原子力発電所立地地域住民と原子力安全・保安院が自由な意見交換を重ねながら、相互理解を深めていく「コミュニケーションの場」を設置した。(北海道泊村、島根県鹿島町(現松江市)：平成17年4月末で各地域6回ずつ開催)



4.2 広聴、双方向コミュニケーションの取組(7 / 10)

<事業者の双方向コミュニケーションの取組み>

電気事業者は、各戸訪問、住民説明会等を適宜実施することで、双方向コミュニケーションを図る取組みを進めている。

日本原燃(株):地域会議の設置(H16年4月~)

社長をはじめ経営層が、直接地域住民の意見や指摘などの声を受け止め、会社の活動の検証に生かしていくこと目的に設置。会議委員との双方向のコミュニケーションを通して得られた意見を集約し、信頼回復・再構築に繋げていくためのアドバイザー的な会議と位置づけ。

<地域社会の双方向コミュニケーションの取組み>

柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会(H15年5月~)

柏崎刈羽原子力発電所立地地域の住民の参画により、発電所の安全性・透明性確保に関する事業者の取組み、並びに国及び関係自治体の活動状況等を、継続して確認・監視し、提言等を行うことにより、発電所の安全を確保することを目的として発足。

福島県原子力発電所所在町情報会議(H15年1月~)

楢葉・富岡・大熊・双葉の4町で組織する福島県原子力発電所所在町協議会が、東京電力における一連の不正問題を受けて、同事業所の業務運営に関する開示の徹底を図り、発電所運営の全般について意見を取りまとめ、関係機関に提言することを目的として設置。



4.2 広聴、双方向コミュニケーションの取組(8 / 10)

<リスクコミュニケーションの実験的取組>

社会との対話と協働のための社会実験(H14年～H16年)

電力中央研究所、東海村役場、核燃料サイクル機構などが、科学と社会との新たな関わり方のひとつとしてリスクコミュニケーションの社会的定着を目指し、原子力技術の開発・利用に伴うリスク問題を取り上げ、東海村を社会実験地として、下記の社会実験を試み、評価を行った。

自発的に参加した住民から成るグループを核としたリスクコミュニケーション活動

地域住民および不特定多数への情報提供活動

多様なリスク問題についての専門家と市民の対話の場

リスク・リテラシー養成のための寺子屋

リスク・コミュニケーションシステム有効性調査(H12年～H16年度)

慶應義塾大学SFC研究所が、高レベル放射性廃棄物処分事業に係る関係住民、及び国民の理解の増進を図る「リスクコミュニケーション」の支援を図ることを目的に、情報技術を活用した「リスクコミュニケーションシステム」を提案し、同システムの実現を支援する情報技術「リスクコミュニケーション支援システム」のプロトタイプの開発、同システムを導入した「リスクコミュニケーションシステム」の実証実験を行い、評価を行った。



4.2 広聴、双方向コミュニケーションの取組(9 / 10)

<リスクコミュニケーションの実験的取組>

JNCのリスクコミュニケーション研究の取り組み(平成13年1月~)

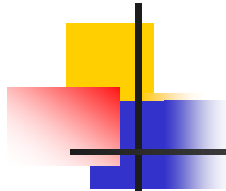
もんじゅ事故、アスファルト事故によって失われた地元の信頼を回復し、地域住民との相互理解を深めるために従来の広報活動に加え、リスクコミュニケーションが重要と認識し、住民に発信すべきリスク情報の整理、情報発信ツールの開発、地域住民との対話の実践、社内リスクコミュニケーション等に関する研究を開始。

地域住民との双方向コミュニケーション方法の研究

- ・住民との相互理解に向け、双方向性を重視したJNCと住民のコミュニケーションの場「さいくるフレンドリートーク」を構築し、実践。(21回実施し、延べ396人の住民が参加)
- ・JNC、住民とも「さいくるフレンドリートーク」による相互理解の促進に対する有効性を感じて継続を希望。

住民とのリスクコミュニケーション素材の協働作成

- ・リスクコミュニケーション素材を住民視点で協働で作成することにより、リスクに対する共通認識を持つと共に、住民のリスクへの理解・説明能力などの“リスクリテラシー”を向上。
- ・素材テーマとして「放射線に関する知識」を取り上げ、その成果をウェブ、展示パネルとして作成するとともに、今後配布用の冊子も作成予定。本年度は、「環境モニタリングと防災」をテーマに活動を継続。



4.2 広聴、双方向コミュニケーションの取組(10 / 10)

<もんじゅ理解促進活動の取り組み(平成8年7月～)>

平成7年12月、「もんじゅ」においてナトリウム漏えい事故が発生し、福井県全域35市町村中29市町村で、もんじゅ廃炉・永久停止、運転凍結等の意見書が決議された。このため、事故後、原因調査、安全性総点検等を実施し、「もんじゅ」をより安全にするための改造工事の技術的検討を進めた。同時に、改造工事着手に必要な「安全協定に基づく地元了解」を得るため、この地元了解の基礎となる「もんじゅ」に対する県民の理解を醸成・促進する活動を展開してきた。

県内全域の自治体・議会、敦賀市等の全区長、各種団体への訪問対話活動

・ 安全協定先自治体には原則毎日、その他の自治体には1～2回/月。議会・議員には、開会前毎。区長訪問は170区長/年。

「さいくるミーティング」の実施

・ 出前方式で県内各種組織・グループを訪問し、意見交換：461回実施(H17.4現在)

発電所の安全性・透明性を理解していただく見学会の開催

・ 参加者総数：81,606人*(県内38,161人)

公募形式による一般県民から構成される「モニター」との意見交換会

・ 100～200名程度/年度

県民を対象とした説明会やフォーラムの開催

・ 実施回数：59回 (H17.4現在)

リスク情報開示の取組み(平成16年11月～)

・ 平成17年度内を目途に、「もんじゅ」想定トラブル等事例集を作成中。

5 . H16年度、H17年度の国の予算(1 / 2)

情報公開と情報提供

単位：百万円

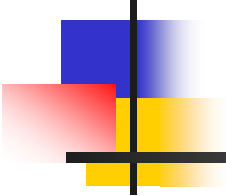
事 項	平成16年度 予 算 額	平成17年度 予 算 額	備 考
情報公開と情報提供	15,452	14,380	
原子力委員会	318	283	原子力情報公開提供関連事業 57 (72) 国内外の原子力動向調査 88 (103) 市民参加の促進 13 (13) 委員会等運営費 125 (129)
原子力安全委員会	130	119	原子力安全に関する国民との対話の促進 119 (130) シンポジウム等開催 48 (48) 原子力安全資料センター管理 26 (26)
文部科学省	6,155	6,234	核燃料サイクル関係推進調整等委託費 3,597 (3,628) 国際原子力機関等拠出金 211 (209) 広報活動費等(核燃料サイクル開発機構) 1,387 (1,248)
経済産業省	8,849	7,744	電源立地推進調整等委託費のうち 広報関連分 3,645 (4,271) 核燃料サイクル関係推進調整等委託費のうち 核燃料有効利用広報対策費 190 (180) 原子力推進調整等及び原子力広報対策等 965 (1,100) 放射性廃棄物等広報対策等委託費 499 (625) 電源立地等推進対策交付金のうち 広報・安全等対策交付金 1,316 (1,645) 深地層研究施設整備促進補助金 600 (600) 立地市町村等への安全情報提供事業 238 (238) 原子力安全規制情報広聴・広報事業委託費 250 (190) 原子力施設リスクコミュニケーション技術研修等委託費 40 (0)

5 . H16年度、H17年度の国の予算(2 / 2)

原子力に関する教育

単位：百万円

事 項	平成16年度 予 算 額	平成17年度 予 算 額	備 考
原子力に関する教育	998	994	
文部科学省	998	994	原子力教育への取組 499 (503) 原子力・エネルギーに関する教育支援 事業交付金 495 (495)



參考資料



エネルギー基本計画の記載(1 / 2)

第4章 エネルギーの需給に関する施策を長期的、総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

第1節 情報公開の推進・知識の普及

国は、国民に対する説明責任を全うするとともに、国民がエネルギーに対する理解と関心を深めることができるよう、エネルギーに関する情報の積極的な公開に努める。その際、国民の信頼を損なうことのないよう、客観的な情報の公開に努める。

また、国は、様々な媒体、機会を通じ、エネルギーの重要性、我が国が置かれた状況等を国民に伝え、国民一人一人がエネルギーについて積極的に考えることができるよう知識の普及に努める。特に、次世代を担う子供達が、将来においてエネルギーについての適切な判断と行動を行うための基礎を構築するとともに、将来におけるエネルギー技術開発の担い手を育成するためには、子供の頃からエネルギーについて関心を持ち、正しい理解を深めることが重要であることから、エネルギーに関する教育の充実を図る。こうした取組に当たっては、関係行政機関、教育機関及び産業界が連携し、エネルギー関連教材やエネルギー施設の見学等の体験学習の充実等様々な工夫を凝らすように留意しつつ、学校の授業におけるエネルギー教育の充実を図る。また、生涯学習の一環としてのエネルギー教育についても、そのための情報や機会の提供等を通じてその推進を図る。

以上のようなエネルギーについての知識の普及や、エネルギー教育の充実に当たっては、一方的な価値観を押しつけるのではなく、エネルギーを取り巻く諸情勢に関する正確な知識と科学的知見を深めるべく、エネルギーに関する様々な情報を幅広く提供することに十分留意することとする。

なお、エネルギーに関する知識の普及に当たっては、正確な知識の国民への普及に向けた、非営利組織の自律的な活動が促進されるよう配慮する。



エネルギー基本計画の記載(2 / 2)

第2節 地方公共団体、事業者、非営利組織の役割分担、国民の努力等

1. 地方公共団体の役割

地方公共団体は、基本法に示された基本方針にのっとり、エネルギーの需給に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、その区域の実情に応じた施策を策定・実施する。国は、地方自治の尊重という観点も踏まえ、国が講ずる施策の明確化、具体化を図り、国の施策が十分に地方レベルで周知され、理解されるように努めるほか、地域の声がエネルギー政策に適切に反映されるよう広聴・広報等を積極的に行うとともに、地方公共団体のエネルギー政策への参画を促進する。また、地方公共団体においては、省エネルギー、新エネルギー推進のための先進的な取組を積極的に行うことが期待され、国はこうした取組が促進されるよう配慮する。

2. 事業者の役割

事業者は、将来の新たなエネルギー社会を見据えつつ、基本計画に示された方向を踏まえて行動することが求められる。また、事業者は、自主性及び創造性を発揮し、エネルギーの効率的な利用、エネルギーの安定的な供給並びに地域及び地球の環境の保全に配慮したエネルギーの利用に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施するエネルギーの需給に関する施策に協力する。

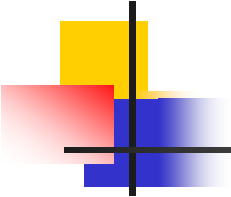
また、エネルギー供給事業者においては、エネルギーの安定供給確保や環境問題、経営効率化に向けた取組等について、自主的に情報公開に努めるとともに、法令遵守に向けた内部的な管理体制の整備等への取組を進めることが必要である。

3. 非営利組織の役割

非営利組織の活動は、国民の中でエネルギーに関する理解を広げ、国民が自ら省エネルギーに取り組んだり、新エネルギーの活用等を図っていく上で、大きな役割を果たすようになってきている。このため、非営利組織は、基本法及びこの計画において示された方向性を考慮しつつ、自律的な活動を行うことが期待されるとともに、国や地方公共団体は、こうした非営利組織の活動が促進されるよう配慮する。

5. 相互協力

国、地方公共団体、事業者、非営利組織、国民等、あらゆる関係主体は、エネルギーの需給に関し、相互にその役割を理解し、協力するものとする。



新計画策定会議の中間取りまとめ、論点整理の広聴広報に関する事項(1 / 5)

(核燃料サイクル政策についての中間取りまとめ)

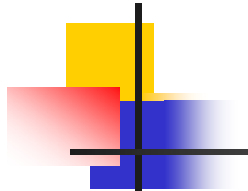
3. 今後の我が国における核燃料サイクル政策のあり方に関する基本的な考え方

(2) 当面の政策の基本的方向

国においては、この基本方針に則って、必要な研究開発体制、所要の経済的措置の整備を行うとともに、安全の確保や核不拡散に対する誠実な取組み、国民や立地地域との相互理解を図るための広聴・広報等への着実な取組みを行うべきである。特に、プルサーマルの推進や中間貯蔵施設の立地について一層の努力を行う必要がある。

民間事業者には、これらの国の取組みを踏まえて、この基本方針に則って、安全性、信頼性の確保と経済性の向上に配慮しつつ、核燃料サイクル事業を責任をもって推進することが期待される。特に、六ヶ所再処理工場に関しては、安全・安定操業の確保、トラブルへの対応策の準備を含む事業リスク管理の徹底とリスクコミュニケーションによる地域社会に対する説明責任の徹底を通じて、これを円滑に稼働させていくことが期待される。

また、プルトニウム利用の徹底した透明化を進めるため、事業者は、プルトニウムを分離する前に、プルトニウム利用計画を公表し、その利用量、利用場所、利用開始時期及び利用に要する期間の目途などからなる利用目的を明らかにすることが適切であり、事業の進展に応じて順次これらをより詳細なものにしていくなどにより、これを誠実に実施していくことが期待される。



新計画策定会議の中間取りまとめ、論点整理の広聴広報に関する事項(2 / 5)

(安全の確保に関する中間取りまとめ)

3. 新計画における安全の確保に係る基本的考え方

3.2 事業者の課題

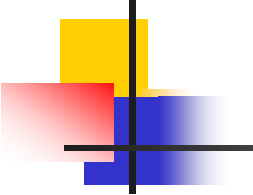
<地域社会への情報公開と広聴・広報活動>

事業者は、主にこのようなりスク管理活動である**安全確保活動に関して、積極的に広聴・広報活動を行うこと**によって**地域社会との相互理解を図る活動、すなわちリスクコミュニケーション活動を一層充実する必要**がある。この活動や、情報公開の徹底、原子力施設の安全かつ安定な運転実績によって、原子力発電所等で働く人々及び公衆の安全確保に係る活動が適切に行われているという信頼感が高められ、ひいては地域社会の「安心」の醸成につながるからである。

3.3 国の課題

<地域社会、国民への説明責任>

原子力安全規制活動は、国民の負託によって行われているのであるから、**それが科学的合理性のある明確なルールに基づいていることや事業者の安全確保活動の品質を正しく把握する観点から効果的に行われていることを、地域社会を含む国民に説明し、意見交換を行うことが望ましい。**その際、全ての情報を適宜適切に提供するとともに、国民の不安や疑問の声に真摯に耳を傾け、それらに的確に応えるものであることが肝要である。このような広聴・広報活動を通じて国民との相互理解を深めるリスクコミュニケーション活動を充実・強化していくことが、規制行政活動に対する国民の信頼感を高め、立地地域を中心とした「安心」の醸成につながるからである。規制行政庁は、そのことを専らの業務とする部署を整備し始めているので、今後はこうした部署も活用して、状況に応じてあるいは地域社会の要請も踏まえつつ、規制行為の経緯と結果についての相互理解の促進を図っていくべきである。



新計画策定会議の中間取りまとめ、論点整理の広聴広報に関する事項(3 / 5)

(安全の確保に関する中間取りまとめ) 続き

3. 新計画における安全の確保に係る基本的考え方

3.4 国と事業者に通の課題

<核物質防護>

これらの措置の一環として、枢要な機微情報を非公開にすることが国際約束で求められている。この約束を厳守することは重要であり、そのための制度が整備されるべきであるが、他方で安全確保に係る国民との相互理解を図る観点からは、その制度の意義や非公開とされる情報については、それを非公開とすることが安全確保上有益であることが国民に十分説明されることも極めて重要であることを忘れてはならない。

4. 今後の課題

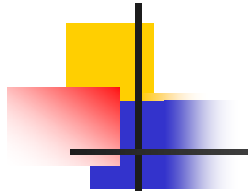
国及び事業者と国民の双方向コミュニケーションに係る「安心」の議論とNGO等の活用、情報公開における情報の重要性と適時性の関係について必要な施策の方向性を検討していくものとする。

(高速増殖炉サイクル技術の研究開発のあり方について(論点の整理))

2. 高速増殖炉サイクル技術の実用化に向けた研究開発のあり方

(2) 「もんじゅ」における研究開発

「もんじゅ」における研究開発を進めるにあたっては、安全確保に万全を期すことを大前提に、研究開発段階においてはトラブル対応を通じて知見を蓄積していくことも重要であることを踏まえつつ、これらを想定して実施されている安全確保対策やトラブルに関する徹底した情報開示と相互理解活動とを行い、国民及び地域住民の信頼を確保していくべきである。



新計画策定会議の中間取りまとめ、論点整理の広聴広報に関する事項(4 / 5)

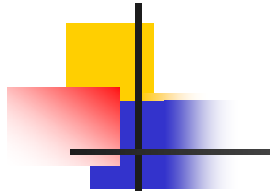
(放射性廃棄物の処理・処分に対する取組について(論点の整理))

1. 放射性廃棄物の処理・処分の基本的な考え方

(4) 国民との相互理解に基づく実施の原則

原子力の便益を享受した現世代は、原子力の研究、開発及び利用に伴って発生する放射性廃棄物の安全な処分への取組に全力を尽くす責務を有している。このことについての幅広い国民の理解の下、処分場の設置と運営に伴う公衆への影響についての徹底した情報公開と相互理解活動により、地方自治体をはじめとする地域社会の理解と協力を得て処理・処分する。

国は、これまで我が国における放射性廃棄物の処理・処分の必要性、重要性について広く国民との相互理解活動を実施してきたが、引き続き、一層の理解を得るよう努めるべきである。また、国は、上記の原則に基づいて放射性廃棄物の処理・処分が実施されるように、効果的な研究開発を実施し、その成果に基づいてその安全規制制度を整備するなど適切な誘導・規制を行ってきているが、今後とも発生者が新知見や新技術を取り入れて一層安全で効率的にこれを行うことができるよう適切な措置を講じていくべきである。なお、これらの取組にあたっては、一部の放射性廃棄物について処理・処分方策が確立していないことが、国民の原子力に対する理解促進の妨げとなり、ひいては原子力の研究、開発及び利用に支障を及ぼすおそれがあるという認識を持つことが重要である。



新計画策定会議の中間取りまとめ、論点整理の広聴広報に関する事項(5 / 5)

(エネルギーと原子力発電について(論点の整理))

3. 原子力発電にかかる今後の取組

(2) 今後の取組

国の取組

安全基準の制定、安全基準に基づく設置許可、工事計画の認可、使用前検査及び稼働後の定期検査、保安検査等の任務を誠実に実行するなど、安全規制活動の品質維持に向けての不断の取組。

こうした取組に関する地方自治体や地元住民をはじめとする国民に対する適切な情報提供、意見交換などの実施と、それによる情報の共有・相互理解の深化への不断の取組

エネルギー安全保障や地球温暖化防止に果たす原子力発電の役割の重要性に関して、情報提供、意見交換などを含む国民との相互理解活動に対する不断の取組

(放射線利用について(論点の整理))

2. 基本的な考え方

規制当局が規制活動について説明責任を果たしていく際はもとより、関連事業者・団体においても、安全管理活動を含む放射線利用の説明に際して、これらの知見を国民に積極的に説明していくことが求められる。

国及び関連事業者・団体は、国民に対して放射線利用の成果やリスク、その安全管理法などの情報を提供し、意見交換などを通じて相互理解を深め、関心を高める取組を一層推進することが重要である。

3. 4 農業分野

食品照射については、国、生産者、消費者等が科学的な根拠に基づいて十分な対話を行い、放射線を利用することの便益とリスクについて相互理解を促進していく必要がある。



長計についてご意見を聴く会の開催(1 / 2)

第1回 平成16年 1月28日(水) 19:00 ~ 21:00

・内山洋司(筑波大学教授)

「将来のエネルギー需給の展望

- エネルギー基本計画と今後の課題 - 」

・山地憲治(東京大学教授)

「地球温暖化対策における原子力の意義

- 定量的政策評価の事例として - 」

第2回 平成16年 2月 9日(月) 18:30 ~ 20:00

・寺島実郎(三井物産戦略研究所所長)

「日本のエネルギー戦略への基本視点」

第3回 平成16年 2月16日(月) 10:00 ~ 12:30

・村上陽一郎(国際基督教大学大学院教授)

「原子力と社会のかかわり - 安全と安心 - 」

・長谷川公一(東北大学大学院教授)

「原子力と社会のかかわり

- 原子力発電に関する社会的合意形成をめぐる諸問題 - 」

第4回 平成16年 2月 23日(月) 14:00 ~ 15:30

・佐和隆光(京都大学経済研究所所長)

「電力自由化のもとでの原子力発電のあり方」

第5回 平成16年 3月 2日(火) 10:30 ~ 12:30

・飯田哲也(環境エネルギー政策研究所所長)

「原子力政策の今日的課題」

・マイケル・シュナイダー Mycle Schneider(科学ジャーナリスト)

「From Nuclear Dream to Plutonium Nightmare?

Status and Outlook of Nuclear Power and Plutonium Industries」

第6回 平成16年 3月 8日(月) 14:00 ~ 17:00

・竹内敬二(朝日新聞論説委員)

・飯田浩史(産経新聞論説顧問)

・塩谷喜雄(日本経済新聞論説委員)

・菊池哲郎(毎日新聞論説委員長)

・井川陽次郎(読売新聞論説委員)

「原子力長期計画について」

第7回 平成16年 3月 12日(金) 13:00 ~ 14:30

・柏木孝夫(東京農工大学大学院教授)

「原子力委員会・長計についての私見」

第8回 平成16年 3月 16日(火) 10:30 ~ 12:00

・植田和弘(京都大学大学院教授)

「原子力発電の環境経済・政策的諸問題」

第9回 平成16年 3月 18日(木) 15:00 ~ 16:30

・小林傳司(タツ)(南山大学教授)

「なぜ市民参加が必要になっているのか」

第10回 平成16年 3月 30日(火) 14:00 ~ 15:30

・兒島伊佐美(電事連副会長)

「原子力長計に期待すること」

第11回 平成16年 4月 14日(水) 10:00 ~ 11:30

・内藤正久(日本エネルギー経済研究所理事長)

「原子力長計の検討にあたり要望したい事項(私見)」

第12回 平成16年 4月 14日(水) 14:00 ~ 15:30

・橋本 昌(マサル)(茨城県知事)

「原子力長期計画について」



長計についてご意見を聴く会の開催(2 / 2)

第13回 平成16年 4月 15日(木) 10:00 ~ 12:00

- ・木村逸郎(㈱原子力安全システム研究所技術システム研究所長
日本学術会議会員、京都大学名誉教授)
「原子力学の再構築」
- ・田中知(東京大学教授、日本学術会議研連幹事)
「大学における原子力研究・教育の新しい取組」
- ・藤井靖彦(東京工業大学教授、日本学術会議会員)
「原子力の人材育成と産学官・地域連携」

第14回 平成16年 4月 22日(木) 10:00 ~ 12:00

- ・秋庭悦子(消費生活アドバイザー)
- ・伊東依久子(消費科学連合会 副会長)
- ・三村光代(消費生活アドバイザー・コンサルタント協会監事)
- ・渡辺光代(日本生協連 理事)
「原子力長期計画について」

第15回 平成16年 6月 1日(火) 14:00 ~ 16:00

- ・スティーブ・フェッター博士(Dr. Steve Fetter)
(メリーランド大学教授)
「The Economics of Reprocessing and Recycle v. Direct Disposal」

第16回 平成16年 10月 4日(月) 10:00 ~ 12:00

- ・フランク・フォン・ヒッペル博士(Dr. Frank von Hippel)
(プリンストン大学教授)
「Reducing fissile-material stocks for nuclear disarmament and to
reduce the dangers of proliferation and nuclear terrorism」

第17回 平成16年 10月 20日(水) 17:00 ~ 19:15

- ・芦野英子(弘前市)、荒木茂信(東北町)、木村将人(尾上町)
・啗清悦(天間林村)、二本柳晴子(六ヶ所村)、三笠朋子(八戸市)
「核燃料サイクル政策について」

第18回 平成16年 11月 10日(水) 13:30 ~ 15:30

- ・油田淑子(全国消費生活相談員協会監事)
- ・飯尾歩(中日新聞論説委員)
- ・飯尾正和(岐阜県先端科学技術体験センター(サイエンスワールド)館長)
- ・榎田洋一(名古屋大学エコトピア科学研究機構教授)
- ・兼松秀代(岐阜県岐阜市在住)
「原子力長期計画について」

第19回 平成17年 1月 20日(木) 14:00 ~ 16:00

- ・ベルナール・タンチュリエ(Mr. Bernard Tinturier)
(フランス電力公社(EDF)会長付顧問)
「Nuclear Energy in France Achievement Main Prospects and
Challenges」

第20回 平成17年 1月 21日(火) 14:00 ~ 16:30

- ・碧海西葵(消費生活アドバイザー)
- ・加藤義章(日本原子力研究所理事)
- ・辻井博彦(放射線医学総合研究所重粒子医科学センター長)
- ・中川仁(農業生物資源研究所放射線育種場場長)
「放射線利用について」

第21回 平成17年3月2日(水) 10:00 ~ 12:30

- ・後藤晃(東京大学先端科学技術研究センター教授)
- ・代谷誠治(京都大学原子炉実験所教授)
- ・田中俊一(日本原子力研究所 副理事長)
- ・中川晴夫(社団法人日本電機工業会原子力部長)
「研究開発について」